

議案第24号

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年
墨田区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第11号中「手拭い」を「タオル」に改め、同号ただし書中「もの」
の次に「（かみそりを除く。）」を加え、同項第14号中「温泉法（昭和23年法律
第125号）第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を
「貯湯槽」に改め、同号ア中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、
同項第15号エただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併
用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同項中第40号を第41
号とし、第39号を第40号とし、同項第38号中「10歳」を「7歳」に改め、同
号を同項第39号とし、同項中第37号を第38号とし、第31号から第36号まで
を1号ずつ繰り下げ、同項第30号に次のように加え、同号を同項第31号とする。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設
ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

第4条第1項中第29号を第30号とし、第17号から第28号までを1号ずつ繰
り下げ、同項第16号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第17号とし、
同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規
則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去

すること。

第4条第2項中「第16号」を「第17号」に、「第37号」を「第38号」に、「第38号」を「第39号」に、「第18号まで、第20号、第22号、第25号、第27号、第28号及び第30号」を「第19号まで、第21号、第23号、第26号、第28号、第29号及び第31号」に改め、同項第1号ク中「日出時」を「午前6時」に改め、同項第2号カ中「前項第29号」を「前項第30号」に改める。

第5条中「同条第1項第19号、第23号、第24号及び第26号」を「同条第1項第20号、第24号、第25号及び第27号」に、「同条第1項第18号」を「同条第1項第19号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項第11号の改正規定（「手拭い」を「タオル」に改める部分に限る。）、同項第30号に次のように加える改正規定、同条第2項第1号クの改正規定及び次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により、公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第4条第1項第31号キの規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

（提案理由）

国が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正等に伴い、公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準等を改正する必要がある。